

# 光町都市計画の整備・開発及び 保全の方針の素案を縦覧し公聴会を開催します

都市計画区域を一体の都市として総合的に整備・開発及び保全するため、都市計画区域ごとに「都市計画の整備、開発及び保全の方針」を決定することになりました。

この計画は都市計画の目標、区域区分の有無、土地利用並びに都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針等を明らかにするものです。

この素案は、町で作成した原案をもとに千葉県がとりまとめたものです。皆さんからのご意見を参考とさせていただくため、素案を縦覧するとともに公聴会を開催します。

## 素案の 縦覧

**期 日** 平成15年5月13日(火)から  
5月27日(火)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
(土、日曜日を除く)

**場 所** 光町都市建設課  
八日市場市都市課  
千葉県都市部都市政策課

**縦覧の内容** 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 公聴会 の開催

**日 時** 平成15年6月28日(土)  
午後2時30分から

**場 所** 光町立図書館2階ハイビ  
ジョンホール

公述の申し出がない場合は、公聴会の開催は中止となります。

公聴会で公述を希望される方は、次の要領によりあらかじめ申し出をしてください。

### 公述人の資格

光町都市計画区域に住所のある方（法人を含む）

### 公述申し出の 方 法

公述申出書に住所、氏名、年齢などを記入のうえ述べようとする意見の要旨を添付して、光町都市建設課（〒289-1793 光町宮川11902番地）に提出してください。

公述申出書は、都市建設課の窓口に用意してあります。

### 公述申出書の 提出期間

平成15年5月13日(火)から5月27日(火)まで

郵送の場合は、提出期間の最終日の消印のあるものまで有効となります。

### 公述人の選定

公聴会開催時間には制約がありますので、公述を希望される方が多い場合には、公述申出書を提出された方のうちから抽選で公述人を選び、その結果をご本人に通知します。

### 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する方は公聴会の当日直接会場においてください。

